

## 令和5年第5回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年12月19日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第55号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第56号 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第4 議案第57号 人事院勧告等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第5 議案第58号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第59号 本巢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第60号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第61号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第64号 市道路線の認定について
- 日程第10 議案第65号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第66号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第67号 令和5年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第68号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第69号 令和5年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第70号 令和5年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第71号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第72号 物品売買契約の締結について（新庁舎新規什器等備品購入）
- 日程第18 議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巢市新庁舎建設工事）
- 日程第19 議案第74号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第20 発議第5号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 吉村知浩 | 2番 | 高橋知子 |
| 3番 | 瀬川照司 | 4番 | 飯尾龍也 |
| 5番 | 片岡孝一 | 6番 | 高橋時男 |

7番 寺町 茂  
9番 高橋 勇樹  
11番 高田 浩視  
13番 鏝本 規之  
15番 道下 和茂

8番 澤村 均  
10番 今枝 和子  
12番 河村 志信  
14番 臼井 悦子  
16番 大西 徳三郎

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

|               |       |        |       |
|---------------|-------|--------|-------|
| 市長            | 藤原 勉  | 副市長    | 久富 和浩 |
| 教育長           | 川治 秀輝 | 総務部長   | 村澤 勲  |
| 企画部長          | 林 玲一  | 市民環境部長 | 青木 竜治 |
| 健康福祉部長        | 小椋 真二 | 産業建設部長 | 高木 孝人 |
| 林政部長          | 高井 和之 | 上下水道部長 | 谷口 博文 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 瀬川 清泰 | 会計管理者  | 川口 直紀 |

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

|        |        |      |      |
|--------|--------|------|------|
| 議会事務局長 | 大久保 守康 | 議会書記 | 山本 憲 |
| 議会書記   | 後藤 謙治  |      |      |

---

## 開議の宣告

### ○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、議長より議員各位にお諮りをいたします。

道下議員が腰を痛めている状態であり、評決に際しての賛否の意を示す起立は可能ですが、起立により時間を要し、採決の運営を妨げていけないということから、賛成の場合、起立に加えて挙手することで賛成とする意思を示したい旨の要請がありましたので、議長としてこれを認めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

また、委員長報告、議員発議案、質疑につきましても、本来であれば演題にて説明することが本来ですが、時間を要し、議事進行に影響を与えるので、自席において報告・発言・質疑を行いたいとの申出がありましたので、議長としてこれを認めましたので御報告いたします。

---

## 日程第1 諸般の報告

### ○議長（大西徳三郎君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 道下和茂君。その場でお願いします。

### ○文教福祉委員会委員長（道下和茂君）

先ほど議長よりお許しをいただきましたので、これからの評決に対しまして、賛成の意を示す起立に加えて挙手をする事、また委員長報告、発議第5号の発言を自席でさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、諸般の報告をいたします。

12月12日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、久富副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件と協議案件4件の審査・協議を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件である議案第58号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第65号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民環境部に属する予算についての協議を行いました。

執行部から補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はございませんでした。

次に、議案第66号 令和5年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はございませんでした。

次に、健康福祉部関係の協議案件である議案第65号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第5号）のうち、健康福祉部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はございませんでした。

次に、教育委員会関係の付託案件である議案第60号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第65号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

以上、文教福祉委員会からの報告といたします。

#### ○議長（大西徳三郎君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

#### ○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

12月13日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、久富副市長、各所管部長のほか関係職員及び議案第61号 指定管理者の指定についての参考人の出席を求め、付託案件3件と協議案件6件の審査・協議を行いました。

初めに、産業建設部の付託案件である議案第61号 指定管理者の指定について、議案第64号 市道路線の認定についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第65号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業建設部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、もとまるパーク整備事業が繰越明許費として上がっているが、年度内に駐車場を拡大することが難しいことの詳細な説明は、もとまるパーク整備事業の測量調査設計委託料について、駐車場に係る設計金額についてとの質問がありました。

次に、議案第67号 令和5年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についての

協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

次に、上下水道部関係の付託案件である議案第59号 本巣市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第65号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第5号）のうち、上下水道部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から一般会計補正予算の中で新規事業はあるのか。漏水管の調査について通常の調査と違う新しい調査の考えはあるか。当初組まれていた漏水対策用の予算について、年間の見通しはどのようになっているのかとの質問がありました。

次に、議案第68号 令和5年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、農業集落排水事業について、不動産事業者に対し行政として接続していただくことができるようお願いできているのか。浄化槽設置の補助金について、市で下水道の本管が敷かれているところも対象なのか。水道や下水道の本管の延長について、仮に10件で100メートル接続した場合、事業として見ると接続率が上がると思われるが、見解はどの質問がありました。

次に、議案第69号 令和5年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、続いて協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

次に、議案第70号 令和5年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、続いて協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

#### ○議長（大西徳三郎君）

続いて、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

#### ○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、報告いたします。

12月14日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、久富副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件3件と協議案件1件の審査・協議を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件である議案第55号 本巣市行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第56号 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についての審査を行いました。

次に、企画部関係の付託案件である議案第57号 人事院勧告等に伴う関係条例の整備に関する条例についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第65号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第5号）のうち、企画部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、ふるさと納税について制度改正後の今後の見通しは。続いて、今後の返礼品の見込みはどの質問がありました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

#### ○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第2 議案第55号から日程第4 議案第57号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

#### ○議長（大西徳三郎君）

日程第2、議案第55号 本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第4、議案第57号 人事院勧告等に伴う関係条例の整備に関する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第55号から議案第57号までについては総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

#### ○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは報告いたします。

議案第55号 本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明の後、質疑を行ったところ、委員から、個人情報の条例改正は国からの指示により全国どの市町も同じように行うのかとの質問に対し、執行部から、今回の改正は国の法律改正に伴うもので、基本的には全国一律に行うものですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第56号 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明の後、続いて質疑を行いました。質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第57号 人事院勧告等に伴う関係条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いました。質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告します。

○議長（大西徳三郎君）

そのままお願いします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

委員長報告に対する質疑でありますので、委員長報告に対してのみするわけでありませぬけれども、マイナンバーカードについては、いろいろな欠点等々、また本巢市においてもいろいろな形の情報漏れ等々ということが疑われておるわけでありませぬが、そのことについての危険性等々についての質疑はあったのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

委員長。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

御質問にお答えいたします。

委員会内ではございませぬでしたが、暫時休憩中に委員が執行部に御質問したことはございました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

次に、56号、57号のことについて……。

○議長（大西徳三郎君）

後でまたやります。今は55号だけです。

この55号についての質疑はありませぬか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第55号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第56号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

委員長報告の中で、このことについて、56号について質疑なしという委員長報告がありました。質疑なしということは、何も質問等々がなかったというふうに解釈するわけであります。本来、委員長報告の中で報告すべき質疑はありませんでしたというなら分かりますけれども、質疑なしとなると何も質疑がなかったというふうに解釈するわけですが、何もなかったのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高橋委員長。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

おっしゃるとおり質問はございませんでした。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

ということは、この56号については質疑も質問も何もなかったというふうに解釈してよろしいのか。

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

はい、ございません。

○議長（大西徳三郎君）



そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

**○13番（鏑本規之君）**

この案件について、質疑も何もなしということにおいては、賛成も反対もできない。質疑がなければ賛成と取るのは、非常に議会として間違いであるというふうに解釈するわけであります。付託案件である以上、何らかの質疑応答があつてしかるべきと思うものが、何一つ質疑がないというような案件について、議員として安易に賛成することができませんので、議員各位においても、また当委員会に所属するメンバーにおいても、大きく反省をしていただくために反対の討論とさせていただきます。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいま反対の発言がありましたけど、原案に賛成の意見はありませんか。

[挙手する者あり]

河村議員。

**○12番（河村志信君）**

総務委員の一人として発言をさせていただきます。

直接国からの流れの中で、個人情報マイナンバーカード等を使って活用していくことは、今後の……。

[発言する者あり]

失礼しました。

空家対策につきまして、内容が特別空家ということで、これについては私も委員をやっております、そのような方向で今後、空家対策が進んでいくということで理解しておりますので、あえて質疑がなかったということで、私は賛成ということで明確にお願いしたいと思います。

**○議長（大西徳三郎君）**

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第56号 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第57号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

先ほども述べたように、質疑なしということについては、非常に委員会に付託したのものとして一つ質疑がなかった、報告すべき内容がありませんでしたというなら分かるんですが、質疑なしということは何もなしに賛成をした、反対をしたということになりますので、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

お答えします。

先ほどと同様でございます。質疑はございませんでした。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

先ほどの56号においても、一般質問等々で空家対策どうのこうのということは、一般質問等々の中でも行われている内容であり、そのことについての条例改正等々ということになれば、それなりの質疑があつてしかるべきだというふうに思わけてあります。

今回の人事院勧告における問題についてでも、多いのか少ないのかは別として、何もなしということについては委員会のていをなしていないのじゃないかなというような思いをするわけでありますので、改めてメンバーの各位において、委員会の中において深く反省することを求めておきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第57号 人事院勧告等に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第5 議案第58号（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（大西徳三郎君）

日程第5、議案第58号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第58号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 道下和茂君。自席でどうぞ、お願いします。

### ○文教福祉委員会委員長（道下和茂君）

それでは、議案第58号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、1つ、妊娠による国民健康保険税の免除期間の負担はどのようになっているのかとの質問に対し、執行部から、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担となっていますとの答弁でございました。

1つ、国民健康保険税の免除により所得税が上がる分への対策はあるのかという質問に対し、執行部から、国民健康保険税が免除されると、その分所得税の社会保険料控除が減ることになり、所得税が上がる可能性がありますとの答弁でございました。

1つ、所得税が増えるとなると、この制度にメリットはあるのかとの質問に対し、執行部から、免除により社会保険料控除分が減り、所得税は増税になると思われませんが、所得税の最高税率である45%の方でも免除額を超える所得税の増額になることはありませんとの答弁でございました。

1つ、死産・早産・人工中絶の場合でも、この制度の適用はあるのか。また、その手続はどのようにするのかとの質問に対し、執行部から、免除の対象になります。申請については、その内容を証明できるものをもって届出していただきますとの答弁でございました。

1つ、出産予定日を起算して申請するようになっているが、流産の場合、期間などはどうなるのかとの質問に対し、執行部から、死産や流産の場合は妊娠85日以上の場合が対象となりますとの答弁でございました。

1つ、施行予定日が令和6年1月1日となっているが、免除は前1か月、後3か月であるため、令和5年11月出産予定日以降の方が対象となるのかとの質問に対し、執行部から、11月以降の出産予定日、または出産日の方が対象となりますとの答弁でございました。

1つ、出産前に届出を出された方で、出産予定日と出産日が異なった場合には新たな届出が必要なのかとの質問に対し、執行部から、免除期間に変更がないため必要はありませんとの答弁でございました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、以上、御報告をいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

これより委員長報告に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第58号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第6 議案第59号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（大西徳三郎君）**

日程第6、議案第59号 本巣市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第59号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

**○産業建設委員会委員長（高田浩視君）**

議案第59号 本巣市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、農業集落排水事業から公営企業会計になることで何か市民に影響はあるのかとの質問に対し、執行部から、事業を公営企業化することにより保有する財産管理ができるようになります。そのほか、経営成績や財務状況を正確に判断することで、計画的な維持管理がしやすくなります。また、損益計算書などの分かりやすい関係

帳票の整備の公表により、市民や議員の方に透明性が図られ、説明責任が果たしやすくなりますとの答弁がありました。

デメリットはあるのかとの質問に対し、執行部から、公営企業化については国からの特別会計についての受益者負担の原則に基づき、財務諸表の作成等を通じ、自らの経営資産等を正確に把握して経営基盤の強化や財政マネジメントに取り組むための方針であり、基本的にデメリットはないと考えていますとの答弁がありました。

今後、一般会計から繰り入れたものが少しずつ減っていくことになるのかとの質問に対し、執行部から、企業会計化することにより減価償却費が発生することになりますが、これに合わせ経営改善にも取り組んでいくことから、将来的には減らしていける方向になると考えていますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

#### ○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第59号 本巣市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 議案第60号（委員長報告・質疑・討論・採決）

#### ○議長（大西徳三郎君）

日程第7、議案第60号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第60号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに

結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 道下和茂君。自席でどうぞ。

○文教福祉委員会委員長（道下和茂君）

それでは、議案第60号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明の後、質疑を行ったところ、委員から、1つ、運営に関することについて保育に関する料金に変更はないのかと質問に対し、執行部から、料金に変更はありませんとの答弁でございました。

1つ、特別利用保育と特別利用教育に関連のある1号認定と2号認定の違いはとの質問に対し、執行部から、1号認定は幼稚園教育を利用する方であり、2号認定は保育園に預けたい方になりますとの答弁がございました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第60号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第8 議案第61号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第61号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第61号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

議案第61号 指定管理者の指定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明の後、質疑を行ったところ、委員から、1つ、審査結果では2者の点数が非常に近いが、株式会社チューキョーP&G・株式会社岐阜造園共同事業体が選ばれた詳細はどの質問に対し、執行部から、評価の内容は株式会社チューキョーP&G・株式会社岐阜造園共同事業体は無難な計画でありましたとの答弁がありました。

1つ、今の項目採点で2者はそれほど差がないが、計画について差があったということかどの質問に対し、執行部から、それだけではありませんが、大半の委員は株式会社チューキョーP&G・株式会社岐阜造園共同事業体は無難な計画であるという意見でしたとの答弁がありました。

1つ、本巣市公募対象公園施設設置等予定委員の委員6名の方が市民のことを考えて採点したり、意見を述べられたのは分かるが、市民が誰でも遊べるというのは既に公園があるので、市民のために何か特化したほうがいいのではないかとどの質問に対し、執行部から、特定公園施設については基本的に園道を作るというのがメインであり、遊び場を作る目的ではないというのが大原則としてあります。遊具等のもとまるパークにもありますので、特定公園施設にはそこまでのものを造ることはないという意見も委員からありましたとの答弁がありました。

1つ、今回のコンセプトはNEXCOのお客さんと本巣市民と軸足はどちらにあるのかどの質問に対し、参考人から、もとまるパークの利用者ですとの答弁がありました。

1つ、管理料ですが、もとまるパークだけの管理料、施設の管理料は別でどれぐらいなのかの質問に対し、参考人から、Park-PFIのほうは市からの指定管理料はいただくず、自社の費用で年間7,000万円ほど計画しています。もとまる公園の指定管理料は3,600万円ですとの答弁がありました。

1つ、収支計画、集客力はどのように考えているのかどの質問に対し、参考人から、収支計画の前提になる年間の利用者人数は、もとまるパークで約9万人、パーキングエリアが6万人で試算して、合計15万人。その全てが飲食するわけではないので、そのうちの3割がPark-PFIを利用される前提で売上収支を計算していますとの答弁がありました。

1つ、1人当たりの消費金額は幾らぐらいで考えているのかどの質問に対し、参考人から、飲食のほうは客単価1,000円でイメージしています。マルシェのほうは物販で委託手数料という形になりますので、金額はもっと下がると試算していますとの答弁がありました。

建物は金額的にどれぐらいの規模かどの質問に対し、執行部から、Park-PFIの建物が約5,000万円、ファストフードが350万円、シャワールームが300万円ですとの答弁がありました。

1つ、株式会社岐阜造園とはどうやってお金を分けるのかどの質問に対し、参考人から、共同体の株式会社岐阜造園には、植栽管理とか一部の仕事を委託するという形で進めていきます。また、イベント等の情報やノウハウを共有しながら協働していきます。予算の関係ですが、通常の剪定、病害虫の防除、肥料や伐採等の植栽管理、砂の補充、トイレの尿石防止など、本巣市からの要求水

準書に基づいて行うため、植栽管理300万円のほかに材料費等の項目を設けていますとの答弁がありました。

1つ、イベントはどのぐらいの頻度・規模でやるのか、また出店料等は幾らで設定しているのかとの質問に対し、参考人から、今のところ春夏秋冬という分け方をしており、月に1から2回で、年間で40から50回で計画しています。本巢市文化協会や本巢市スポーツ協会と連携しながら計画も立てていきます。木育の教室、防災関連や健康増進のイベント、イルミネーション、花と緑といったテーマのイベントを計画していきます。費用については公園条例で定められているため、市と協議しながら進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

1つ、指定管理者がP a r k - P F Iの店舗も管理していくと聞いたが、P a r k - P F Iの利益は何か市に還元する仕組みはあるのかとの質問に対し、執行部から、特定公園施設に事業費を投資していただきます。設備に2,000万円程度かかりますが、そのうち市の負担は1,400万円ですので、600万円程度が利益還元という形になるのがP a r k - P F Iの制度になります。一方で、指定管理区域の中で拡充等に利益還元ができるような協議を今後考えていきますとの答弁がありました。

1つ、イベントが小規模のように感じる。大きなイベントをする予定はあるかとの質問に対し、参考人から、駐車場の規模からしても大きなイベントはなかなかできません。地元参加型のイベントを中心にやっていきたいと考えていますとの答弁がありました。

1つ、パーキングなので遠くからも来られるし、駐車場も広げる予定もあります。また、新庁舎の駐車場も使えるし、ぜひ大きなイベントも計画してほしいとの質問に対し、参考人から、参考に進めていきたいと思えますとの答弁がありました。

1つ、管理棟の東側の土地の造成、建物等も指定管理者で行うのかとの質問に対し、執行部から、間違いありませんとの答弁がありました。

1つ、造成建物等にどの程度の予算を計画しているのかとの質問に対し、参考人から、マルシェも作るので全部で8,000万円ほどは考えています。その中で、インターロッキングの部分で市が1,400万円で購入してもらえるので、その差額のところが初期投資であります。その他に特定公園で1,000万円が初期投資です。内訳は造成が2,400万円、建物が約6,000万円ですとの答弁がありました。

1つ、契約は10年で7,000万円の投資で、この費用を回収するのは難しいのではないかと。建物は自社で営業するのか。他の会社に貸すのかとの質問に対し、参考人から、直営でやる予定です。P a r k - P F Iは20年ですので、その期間で回収できるかですが、長くても10年、できれば7年で費用を回収する予定です。レストランやファストフードの売上げを高く見えています。原価が3割と計算して人件費が3割、残りの3割が利益とします。回収できる計画となります。イベントでの集客、観光バスの会社に立ち寄っていただくように依頼もしていますとの答弁がありました。

1つ、道の駅の感覚で言うなら、売上げの25%が利益として入ってくる。自社で仕入れてやるのか、扱うものを搬入者から25%ないし15%取るのか、どちらの方法を取るのかとの質問に対し、参考人から、一概には言えません。農産物については、地元の方に委託すると考えており、その他は



買取りという形で考えていますとの答弁がありました。

1つ、指定管理料の3,600万円において、植栽管理は300万円ではできないのではないかと質問に対し、参考人から、見積りをもらってやるので、植栽管理に300万円以外岐阜造園に支払うことはありません。ただし原材料を支払うことはありますとの答弁がありました。

1つ、人件費の予定は質問に対し、参考人から、指定管理は常駐4人で、社員2人、パート2人を考えており、金額としては約1,400万円見込んでいますとの答弁がありました。

1つ、Park-PFI以外で4人は多いのではないかと質問に対し、参考人から、役割分担については市からの要求水準がありますので、それをこなすのが3人、そのほかに施設長がイベントの計画等を中心にやっていきます。また、遊具等の確認や不測の事態の対応もありますとの答弁がありました。

1つ、植栽管理は300万円について岐阜造園に確認されたのであれば、その結果をとる質問に対し、参考人から、岐阜造園とは初めて共同企業体を組みますので、植栽管理300万円はサービス価格ということでしたとの答弁がありました。

1つ、岐阜造園は提示した金額以上は請求しませんということでよいかと質問に対し、参考人から、それで結構ですとの答弁がありました。

1つ、公園使用料の規定はもとまるパークにも適用されるのかと質問に対し、執行部から、使用料・占用料については市立公園の公園条例で定めており、もとまるパークもこの条例を適用したものにりますとの答弁がありました。

1つ、今の公園条例では大きなイベントを想定していないであろうし、利益を追求したイベントは想定していないと思う。もとまるパークの使用料は公園条例と切り離して考えたほうがいいのかと質問に対し、執行部から、条例の定めではありますが、今後指定管理者との協議になります。イベントの開催での使用料を別に定めている事例もあるため、今後検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

1つ、指定管理者の中で電気代の記載があるが、公園部分と一緒に計算されているか、別で計算されているのかと質問に対し、執行部から、光熱費については実績がないので、初年度は300万円を精算し、2年度以降は実績を基に決めて協定書を結ぶ形になりますとの答弁がありました。

1つ、常駐は24時間誰か1人必ずいるのかと質問に対し、参考人から、常駐は開園時間中です。夜間は警備会社に委託しますとの答弁がありました。

1つ、常駐の4人は販売店部分も含めてなのかと質問に対し、参考人から、含まれていません。Park-PFIと公園管理の人材は別ですとの答弁がありました。

1つ、新しく確保する駐車場の管理は、市か、指定管理者かと質問に対し、執行部から、出来上がったときには指定管理者と協議して決めたいと思いますとの答弁がありました。

人材の採用については、利用者がファミリー層が多いことから、公園管理について意見の言いやすい人材、またドッグラン等の管理ができる人材の採用を求める件について確認をいたしました。

また、指定管理料については、上限3,600万円の年度協定という形で議会に報告し、調整するこ

とで、その都度状況に応じた予算とすること。また、新たに設立される運営委員会には委員として市会議員を入れて、議会と審査等を進めていくことを求める件について確認いたしました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

御苦労さまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

道下議員。

○15番（道下和茂君）

ただいま委員長報告、大変慎重審議した跡が見られると思いますが、1点だけお聞きしたいと思えます。

当議案については、チューキョーP&Gと岐阜造園の2者によるJVを指定管理者としておりますが、そして議決を求めるものでございますが、公募施設などの計画有効期間は20年である一方で、もとまるパーク施設全体の指定管理期間は、都市公園法などの定めから10年となっておりますが、これにより10年後に再度公募により指定管理者を決めることになり、万が一、指定管理者が変更となった場合、それぞれ2者との契約に分かれる可能性もあると考えますが、このような質問は委員会ではございませんでしたか。委員長にお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高田委員長。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

当委員会での質疑において、そのような質疑はありませんでした。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

もとまるパークは防災公園という側面もあるのですが、有事の際の初動で行政と指定管理者が連携を構築するというような質問はありませんでしたか。

○議長（大西徳三郎君）

高田委員長。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

当委員会での質疑において、そのような質問はございませんでした。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

逆に、参考人から市に対して何か要望はないかというような質問はありませんでしたか。

○議長（大西徳三郎君）

高田委員長。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

委員長として報告すべき内容はございません。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

委員長はお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第61号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第9 議案第64号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第64号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第64号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

議案第64号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、1つ、市道糸貫1295号線について、完成前に認定するのはなぜかとの質問に対し、執行部から、市の長良糸貫線の整備が完了し、今後行われる県の部分の整備着手に伴い、県道屋井黒野線から市道と認定することで、将来的に長

良糸貫線が完成した後、市がスムーズに供用開始できるようにするものですとの答弁がありました。

1つ、将来的に長良糸貫線になるめどは立っているのかとの質問に対し、執行部から、これから用地買収や整備に入ってくるので、現在のところ、いつ頃完成するという話は聞いておりません。完成するまでの間は県に維持管理していただきますとの答弁がありました。

1つ、先に認定をしないと県の予算等ができないから認定することになるのかとの質問に対し、執行部から、そのとおりでありますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長はお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第64号 市道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

1時間ほどたちましたので、ここで暫時休憩をいたします。この時計で10時50分まで休憩をします。

午前10時36分 休憩

午前10時51分 再開

**○議長（大西徳三郎君）**

これより会議を再開いたします。

**日程第10 議案第65号（質疑・討論・採決）**

**○議長（大西徳三郎君）**

日程第10、議案第65号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたし

ます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第65号 令和5年度本巢市一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第11 議案第66号(質疑・討論・採決)

##### ○議長(大西徳三郎君)

日程第11、議案第66号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第66号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第12 議案第67号(質疑・討論・採決)

##### ○議長(大西徳三郎君)

日程第12、議案第67号 令和5年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第67号 令和5年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第13 議案第68号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（大西徳三郎君）

日程第13、議案第68号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第68号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第14 議案第69号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第14、議案第69号 令和5年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第69号 令和5年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第15 議案第70号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第15、議案第70号 令和5年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第70号 令和5年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 日程第16 議案第71号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（大西徳三郎君）

日程第16、議案第71号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました議案第71号につきまして、提案説明を申し上げたいと思います。

本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、新たな戸籍に関する事務、交付手数料等を規定するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

### ○議長（大西徳三郎君）

議案第71号の補足説明を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

### ○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、議案第71号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして補足説明させていただきます。

お手元の資料の追加議案の概要の1ページを御覧ください。

1. 改正趣旨でございますが、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、新たに開始する事務の交付手数料を規定し、別表中の字句を整理するため、所要の改正をするものでございます。

2. 改正内容でございます。別表（第2条関係）です。

1つ目として、戸籍謄本等の交付事務に係る手数料です。

本籍地以外の市区町村での戸籍謄本等の交付（いわゆる広域交付）事務が追加されたことに伴い、根拠法令、事務の内容等を規定するものでございます。なお、手数料の金額については改定はございません。

2つ目として、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行事務に係る手数料でございます。

電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されたことに伴い、根拠法令、事務の内容及び手数料の金額を規定するものでございます。

手数料については、戸籍電子証明書提供用識別符号について、1件400円。除籍電子証明書提供用識別符号については、1件700円となります。なお、マイナポータルを使用し請求発行を行う場合、また同一事項で電子証明書提供用識別符号と戸籍謄本等を同時に請求する場合については、電



子証明書提供用識別符号の手数料は徴収しないこととしております。

3として、受理証明書等の交付事務に係る手数料です。

届書等情報内容証明書の交付事務、閲覧事務が追加されたことにより、根拠法令及び事務の内容等を規定するものでございます。なお、手数料の金額については改定はございません。

3. 施行期日でございますが、令和6年の3月1日となります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

この件については、今まで他の市町村から取るということはできなかったものが新たにできるということで、新しい事業という形になるわけであります。このことについての条例改正だと思うわけでありますけれども、このことについては国のほうからの指示なのか、また国のほうから料金について新たに行う事業についても、料金のことについても国からの指導があったのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

この事業につきましては、令和2年度からシステム改修をさせていただいております。国の指示ということとなります。

料金についても、国からの指示ということでございます。以上でございます。

○13番（鏑本規之君）

はい、結構です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

いろんな諸事情があつてマイナンバーカードが取得できない方って見えますよね。マイナンバーカードが取れない方。そういう方からも何事もなく料金は徴収するということですか、普通どおりの。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木部長に求めます。

青木君。

○市民環境部長（青木竜治君）

この改正につきましては、窓口でも対応しておりますので、マイナポータルでも対応しますが、窓口でも対応するということですので、皆さん平等にできる業務だと思っております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。お座りください。したがって、議案第71号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第17 議案第72号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第17、議案第72号 物品売買契約の締結についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第72号 物品売買契約の締結について（新庁舎新規什器等備品購入）についてでございます。

新庁舎新規什器等備品の購入について、売買契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして

御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第72号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第72号 物品売買契約の締結（新庁舎新規什器等備品購入）につきまして補足説明させていただきます。

お手数ですが、追加議案つづりの8ページをお開き願います。

新市庁舎新規什器等備品の購入につきましては、本年11月28日に入札を執行し、11月30日に株式会社小見山家具製作所営業本部と仮契約を締結したところでございます。

初めに、物品名でございますが、本巢市役所新庁舎新規什器等備品購入でございます。

納入場所は本巢市役所新庁舎で、契約の方法は指名競争入札でございます。

履行期限は来年の6月28日で、契約金額は消費税及び地方消費税を含んで1億5,240万5,000円でございます。

恐れ入りますが、追加議案の概要のつづりの8ページをお開き願います。

1から6につきましては、今説明をさせていただきましたので、7の購入いたします新規什器等の概要について御説明をさせていただきます。

最初に①でございますが、事務室や災害対策本部などの備品といたしまして、事務室のフリーデスク及びチェアで1階に162人分、2階に151人分、3階に7人分を購入いたします。災害対策本部及び会議室につきましては、テーブル14台、ミーティングチェア42人分を購入いたします。議会全員協議会室につきましては、テーブル19台、チェア44人分を購入いたします。議会の委員会室1・2につきましては、テーブル36台、チェア64人分を購入します。その他、市長打合せテーブル、会派室チェア、議会会派室チェア等も併せて購入いたします。

次の②のキャビネットでございますが、高さ約1メートルのローキャビネットを211台、高さ約2メートルのハイキャビネットを74台購入し、1階及び2階の事務室内に配置をいたします。

次の③の応接関係でございますが、市長室、正・副議長室、議員控室に新たに購入をいたします。

④のその他でございますが、事務室のタスクライト、これは照明器具になりますが、380個。次のワゴンフリーデスクの下に置いて事務用品や書類を入れ、移動できる収納庫になりますが、これを319個購入いたします。その他、倉庫の棚や職員ロッカー、また授乳室のチェアやおむつ用ごみ箱等を購入いたします。

今御説明させていただいた新たに購入する什器等のほか、現在庁舎で使用しておりますキャビネットや会議テーブルなど約500点も活用していく予定となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

こちらは仮契約書になります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

11月30日付で仮契約を締結しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

こちらは入札執行一覧表になります。10者を指名し、11月28日に入札を執行し、2者が辞退、2者が欠席で、6者による応札があり、落札率は96.57%でございます。

以上、議案第72号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 河村議員。

○12番（河村志信君）

備品に関しまして、これだけのものが新しく購入されると。説明の中に現状の500点ぐらいは再利用されるということですので少し安心した部分があるんですけど、SDGsと言われるリサイクルであったりリユースという中で、どういう形で廃棄して新しいものを買うのか。それから、今の備品をそのまま活用していくか。その割合、アバウトだと思いますけど、どのぐらいのものが500点で流用されるのか。それから、どういう基準で新規のものを購入されるのか、分かる範囲内でお答えいただければありがたいです。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長にお願いします。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、今使っている備品等の新庁舎に持っていく割合、これにつきましては、すみません、ちょっと何%という数字は今手元にはないんですけども、この500点、主に収納庫ですとか机・椅子等々になるわけでございますけれども、それで持っていく基準でございますが、まだ比較的新しいものなり、まだ十分使えるもの、こういったものについては新庁舎のほうに一応持っていくということで抽出したのが、この約500点ということでございます。

それで、当然持っていけない、ちょっと古いような、悪いようなものもございまして、それにつきましては、公民館ですとか体育センターですとか、いろいろ市にはほかにも施設があるわけでございますので、そちらのほうにお声がけをさせていただきまして、使えるものはまたそちらのほうで使っていただくようなことも検討しておるところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

12番 河村君。

○12番（河村志信君）

昨今のごみ問題であるとか、それから廃棄物の削減、そういうものも含めて、公共の市役所が率先してそういうものを広めていく意味でも、やはり利活用・リユースというところを今後推進していただき、かつ今のお話で公民館だとか自治会等で御要望があれば、どんどん活用していただく。ごみにしたりするんじゃないで、そういうことを心がけていただけるようですので少し安心しました。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

議員控室用の1人掛けアームチェア、3人掛けソファとあるんですけど、ほかにも先ほど河村議員も言ったけど、率先してリユースということに取り組んでいかなければいけないと思うんですけど、まだまだ使えそうな状態にあると思うんですけど、そういう再利用とかということを検討されて、大きさが合わないとかそういった問題でとか、ここはそのほかに使う予定があるから残すんだとかということがあれば教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

基本的には、今河村議員さんにお答えさせていただいたとおりでございます。比較的まだ使えるものにつきましては使っていくというような考えでございますので、それで議会の応接室ということでよろしかったですかね。こちらにつきましては、議員控室のテーブル等につきましては転用して新庁舎のほうでも使っていくということを想定しております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 飯尾議員。

○4番（飯尾龍也君）

同じく備品台帳があると思うんですけど、一律に何年経過したから転用とか使うとかじゃなくて、要するに状況を機能的にいいのかということで、それはどなたが判断するんですか。

○議長（大西徳三郎君）

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

こちらの備品につきましては、その程度問題というのがあるんですけども、こちらにつきまし

ては業者にちょっと委託をしております、それでその状況、程度というのも見えていただきながら、使えるもの、使えないもの、また特に内部で使うものにつきましては、多少傷があったり悪くても使えますので、そういったキャビネットですとか、そういったものは比較的使うようにということで転用しておるということでございます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

それでは、ちょっとお伺いをいたします。

今回の予算については、1億4,000万か14億か知りませんが、入札率が96%、そしてその中で予定価格よりも低い人が2者しかいないという中においてお聞きをするわけであります。この予定価格等々の算出について少しお伺いをするわけでありますが、今説明があったようにテーブル等々というものがあるわけであります。このものについては、当然私のうちでもそうですけれども、高いものにおいてはテーブル1つが100万円ぐらいするものもあれば、10万円以下というものもあるわけであります。こういうものについて、何かきちんとした基準の中において、メーカー指定とか強度指定とか厚み指定とか、そういうものがきちんとなされた中で予算選定をされたのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、特に多いのが職員が使う机でございますけれども、今現在は1人1台の机でやっておるわけなんですけれども、今度これを新庁舎ではフリーアドレスデスクと言いまして、少し大きめの机で、その場所も、職員があなたはここですよという場所を決めるのではなくて、空いている席で仕事をしてもらおうということで、今までよりも若干大きい机で、大きいのですと2メートル40センチぐらいの机でやるということで、1人1台の机よりもそのほうが格安になるだろうということと、働きやすさというのも考えて、そういったもので選定をしております。

それで、どういった基準でというお話でございますけれども、当然フリーデスク、通常の事務机でございますので、一般的など言っでは申し訳ないですけども、通常の事務で使う机を選定しておるということで認識をしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

机の大きさ、その他もろもろについては、他の庁舎を造ったところ等々も視察に行っておるわけでありすけれども、またこれからどういう時代になるかということも考えたとき、当然庁舎は50年使うという前提の中において、当然中の部品等々もそのような中においてするわけでありす。

聞くところによりますと、まあまあ会社においての事務ですと、コンピューターというのかな、パソコンというのかな、それが3台置けるスペースが必要であるというような形を言っておるわけでありす。その中においての質問の中で少し大きめのということでありすので、3台置けるのか、2台で済むのかよく分かりませんが、私が思うのには、通常のものであっても、大体今まで電化製品等々、何々等々、そういうものを買う場合においては、何々に準ずるものというような形のもので出ていると思うんですね。それに準ずるものという形のもので出ているだけだけれども、今回のことについては、そういうような何々に準ずるものというような等々のことについてがちゃんと出された中において、この予算選定をされたのかということをお伺いしているわけでありす。

通常ですと、幾らでも家具屋さんに行けば、同じ子どもの机でも高いものもあれば安いものもある。その中で、この用備品についても合併特例債が使えるであろうということで聞いておるわけでありす。使えないんですか。使えないとすると、安物買いの銭失いということもあるわけでありす。合併特例債が使えるなら丈夫なものをという気持ちもあるんですが、安ければよしというわけではないような思いをするわけでありす。そのときだけ金がかからないということで安いものを買えば、5年で壊れるものもあれば、私のところの机のように、正直なことを言うと机はびっくりするぐらい高い。その代わり、100年たっても壊れないというぐらい丈夫なものなんです。そういうようなものもあるわけでありす。

ですので、どういう基準において、このテーブル、また椅子等々について、一つの基準を持って予算選定をされたのかということをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

すみません、今の質問でございますけれども、一応これを指定して、それに準じるものでもいいですよということで入札はしておるわけでございますけれども、すみません、ちょっとこちらについて入札の仕様書で、その書きぶり、その条件の指定については少し把握しておりませんので、お時間をいただいて早速調べてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「議長、暫時休憩願ひます」と呼ぶ者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開します。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

すみません、お答えをさせていただきます。

仕様書のほうで、備品等につきましてはその仕様を書いておりますけれども、それにつきまして、その同じものでなくても同等品以上ということで、それよりもいいものであれば一応協議の結果認めておるといような取扱いをさせていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

入札の中において、予定価格よりも高いということは失格ということなんですね。この失格者が6者のうち4者いるという。その中で、予定価格よりも低かったのが2者ということについて、少し価格の設定について問題がなかったかなあとということちょっと聞いたわけでありまして。安いにこしたことはないけれども、今使われているものよりも上のものという形で設定がなされているという説明でありましたので、結構でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第72号 物品売買契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。



○議長（大西徳三郎君）

日程第18、議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巣市新庁舎建設工事）についてでございます。

本巣市新庁舎建設工事に係る請負変更契約の締結について、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第73号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結について（本巣市新庁舎建設工事）の補足説明させていただきます。

お手数ですが、追加議案書のつづりの9ページをお開き願います。

工事名は本巣市新庁舎建設工事で、工事場所は早野地内でございます。

変更前契約金額は47億4,100万円で、変更後契約金額は49億8,322万円となり、2億4,222万円の増額となります。

6の変更の要因につきましては、労務単価及び物価上昇に伴い、契約約款第27条第6項（インフレスライド条項）の規定により、工事請負代金額の変更を行うものでございます。

初日の全員協議会でも説明をさせていただきましたが、5月8日に施工者よりインフレスライドの適用に関する申出があり、事前協議を実施し、11月15日に正式な協議を開始いたしました。なお、インフレスライドの適用の基準日につきましては、5月20日としております。

増額の積算の詳細につきましても、初日の全員協議会で説明をさせていただいておりますので、今回詳細は省略をさせていただきますが、基準日後の残工事分について、一般財団法人建築物価調査会が公表しております建築費の物価上昇率等を参考に、また県の単価表ですとか建設物価の単価に置き換え、また見積りによる積算の箇所につきましては、物価上昇率により設計時の単価に乗じて算出をしております。

なお、インフレスライドでは1%は施工者負担となっておりますので、その分を差し引いた額に落札率を乗じて端数調整し、消費税を加えた額が増額の分となります。

7の契約先につきましては、岐建・上村特定建設工事共同企業体でございます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの12ページをお願いいたします。

12月1日に工事請負契約の変更に関する仮契約を締結しているところでございます。

以上、議案第73号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

議長、何か用事があるんですか。何か言葉がすごく早いですけれども。議会は5時までありますので、ゆっくりと審議をしたいと思えます。議長においては、よろしく願いをいたします。

今の説明の中にあるように、物価スライドという形で契約の中で1%を超えた場合については、上がり分については協議をするということが、過去の入札においても記載をされているわけであり、今回においては、非常に物価が高騰しておるという中において、この5月20日に施工する人たちから要望があったということでもあります。

この1%ということでも相当金額が、桁が違うぐらい大きいわけでありますので、47億という形、40億を超えて、私たちは億というお金は知らないし、40億と言うと宝くじが4回以上当たらなければならぬというぐらい大きな金額であります。夢の夢というような金額であり、その1割というのは相当大きな金額になるわけであります。請負業者にしてみれば、相当に負担がきつくなるであろうという中において、今回やむなく提出をされたんだろうということを察するわけでありますが、その中で5月20日ということになると、私の記憶の中において言えば、まだその当時、工事の全体像としては6割行っていないぐらいの工事ではなかったかと思うわけであります。そういう中において、これだけの金額というふうに思うわけでありますけれども、当然施工を落としたときにおいて、即ち受注するものは受注をして、そしてなにおかつ建てていく間にまた新たに受注したものが値が上がり、今回の要望という形になったかと思うわけでありますけれども、この当時の5月20日提出されてきた当時における工事の施工具合というのは、どの程度あったのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問に対するの答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、5月20日というお話でございますけれども、すみません、5月20日というのは基準日を5月20日にさせていただいたということで、申出があったのは5月8日というところでございます。

それで、その申出があった際というか、基準日の残工事の割合でございますけれども、大きく分けまして建築工事と電気設備工事、機械設備工事とあるわけでございますけれども、まず建設工事のほうでございますが、直接工事費のベースですけれども、建設工事が約24億300万ほどあったわけでございます。それで、この基準日現在での残工事の率が21億8,000万ほどということで、ほとんどまだこの基準日時点では残っておったということでございます。

続きまして、電気設備工事でございます。こちら原設計の直接工事費でございますけれども、5億5,890万ほどでございます。それに対して残工事が基準日現在で5億4,100万ほどですので、こちらについてもまだ大部分が残っていると。

最後になります機械設備工事でございますけれども、こちら原設計で6億900万円ほどでございますけれども、残工事はまだ5億3,400万ほどということで、多くがこの時点では残っておったというようなところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

なぜ聞くかという、この時点において、まだ建物等々においては50%、設備においてはまだ大半が残っているという中において、この金額の要望があったということなんです。それ以後のものについて、こういうことについては1回のみしか行われぬのか、また残りの工事において、また物価スライド等々があった場合においては協議をするという形になるのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今回、過去の物価上昇率ということで議決をお願いするわけでございますけれども、若干ですけれども、まだ工期も残っております。世界情勢も大変不安定というようなこともありますので、仮に今後またこういったようなことがもしあれば、それはそのときにまた検討はしていかなければいけないかなあというふうには思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

私も市会議員の立場としては安いほうがいいというのが本音でありますけれども、どこまで行っても安かろう悪かろうというのはあまりよくないという考えから、今聞いておるわけであります。

今の説明ですと、このスライドというものについては、全体の契約の中において1%を超えた場合、また残高が残っておる場合において1%残っておれば、また業者のほうからそういう要請があ

ったときには協議に応じるという形、そういう説明でよろしいのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

はい、結構でございます。

ただ、もうこの時点になりますと、もうかなり出来高ができてきまして、インフレスライドはあくまで残工事に対するということになりますので、ですので仮にあったとしても、金額的には些少になるのかなあというふうには感じております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

金額がどの程度になるかということは業者でなければ分からないことですし、これからの物価上昇等々ということを考えれば、どの程度か理解ができない。また、国においては賃金の値上げを国のほうから企業に対して要請していることを見れば、人件費の高騰ということもあり得るわけであります。

そういう中において、どの程度になるか分かりませんが、まだまだ物価上昇において業者のほうから要請があれば、なければならないにこしたことはないわけでありますけれども、あれば一応それを受け付けて協議をするというふうで、可能性としてはないかもしれませんが、なしというわけじゃなしに、あれば協議に応じるというふうに解釈していいのか改めてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

そのとおりでございます。

○13番（鏑本規之君）

結構です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。お座りください。したがって、議案第73号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第19 議案第74号（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（大西徳三郎君）

日程第19、議案第74号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第74号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,112万7,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国の補正予算による普通交付税の追加交付に伴う増額及び物価高騰等に直面している市民や事業者への支援事業に対する国庫補助金の新規計上でございます。

歳出の主なものといたしましては、国の補正予算により臨時財政対策債償還基金費が普通交付税により追加交付されたことに伴う減債基金積立金及び、物価高騰等の影響を受けている低所得世帯に対して1世帯当たり7万円の支援給付金支給に伴う低所得世帯支援給付金等、並びに物価高騰等の影響を受けている市民及び事業者支援として、1人当たり3,000円のもとまる商品券配付に伴う消耗品費等の増額でございます。

以上、詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（大西徳三郎君）

議案第74号の補足説明を久富副市長に求めます。

副市長。

#### ○副市長（久富和浩君）

それでは、議案第74号 令和5年度本巣市一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をさせていただきます。

11月29日に成立をいたしました国の第1次補正予算には、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計の負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対する支援給付金が盛り込まれました。これを受けまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする住民税非課税世帯に対する支援給付金給付事業と、物価高による市民の生活支援のための商品券交付事業のほか、12月8日に普通交付税の増額変更が決定されたことから、これらを盛り込んだ補正予算を追加上程させていただくものでございます。

それでは、恐れ入りますが、追加議案のつづりの10ページの次でございます一般会計補正予算書(第6号)の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,112万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億2,671万6,000円とするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表といたしまして、7款1項商工費の物価高騰緊急経済対策事業の1億1,097万2,000円の繰越明許費の設定でございます。

物価高の市民の生活支援のための商品券交付事業の関連費用を盛り込んだ補正予算を今議会に上程させていただき、議決後は早期に着手する予定ですが、年度内の完了が見込めないため繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

これよりは、歳入歳出補正予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案の概要のつづりの14ページ、令和5年度12月補正予算の概要を御覧願います。

まず歳入でございますが、1段目の地方交付税の普通交付税1億849万1,000円につきましては、国の補正予算が成立し、普通交付税の追加交付の決定に伴う増額でございます。

その下、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億6,063万6,000円につきましては、国のデフレ脱却のための総合経済対策を推進するため、物価高騰等に直面している市民や事業者への支援事業に対する国庫補助金の新規計上で、補助率は10分の10でございます。

その下、繰入金の財政調整基金繰入金1,800万円につきましては、財源調整として減額するものでございます。

次に歳出でございますが、まず総務費の減債基金費5,960万6,000円につきましては、国の補正予算が成立し、臨時財政対策債償還基金費が普通交付税により交付されたことに伴う減債基金積立金の増額でございます。

その下、民生費の低所得世帯支援給付金給付費1億8,124万2,000円につきましては、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円の支給に係る2,500世帯分の給付金1億7,500万円と、その事務費として時間外勤務手当、システム改修委託料などの624万2,000円でございます。

その下、商工費の商工振興費1億1,097万2,000円につきましては、物価高騰等の影響を受けてい

る市民及び事業者支援として、市民1人当たり3,000円のもとまる商品券を配付に係る消耗品費9,960万円、通信運搬費593万5,000円、委託料543万7,000円の増額でございます。

その下の予備費につきましては、財源調整により69万3,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

物価高騰緊急経済対策事業について質問をします。

最近の臨時の交付金の使い道に関しては、特にコロナ禍の際などは、もとまる商品券を発行すると手数料や委託料がかかるということで、水道料金や子どもたちの給食費のほうに使われてきましたが、今回このようにもとまる商品券を選ばれた理由をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問に対して、企画部長。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

高橋知子議員の御指摘のとおり、このコロナ禍から臨時的にこういった交付金が交付される状況が続いておりますが、先ほどこの事業の趣旨を説明させていただきました。物価高騰等の影響を受けている市民及び事業者支援としてと、事業者と市民両方の支援策を今回考えたわけですが、御指摘のとおり、例えばこれまで給食費の無償化だったりも取り組んでおりました。これについては交付された交付金をそのまま効果が発現されるといった部分もございます。

今回、非課税世帯には7万円の給付であったりといったこともございまして、今度は市民全般の方を、物価高に直面していらっしゃる市民お一人お一人に支援できる方法はないんだろうかと、まずはこの1点を考えました。交付された額に見合う額を検討しますと、お一人当たり3,000円、約3万3,200人規模になりますけれども、そういったところを給付していこうと。

今度あとは手法になります。商品券事業、もとまる商品券であれば、確かに事業者の方が金券を持ち込んだときの費用を委託先の商工会から振り込む際の振込手数料であったり、券の印刷費用とかももちろんかかります。

そのほかに今回検討いたしましたのは、いわゆる一般的に言うギフトカード、これはクレジット会社が発行するギフトカード等もございます。こちらについては、換金する際に当然換金の手数料はございませんが、ただ利用する範囲が市内に特定できなくなります。何が言いたいかと申します

と、もとまる商品券であれば、市内の事業者の方に実際効果が得られるということもございまして、その費用と両方比較した結果、市民の全体の方に3,000円行き渡るものと、あとは事業者に使われて、その事業者の方も潤うと。ですので、先ほど冒頭に申し上げましたように、市民及び事業者の支援策として今回この事業に至った経緯でございます。以上になります。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

商工費のところ、もとまる商品券の配付に伴う予算の中で通信運搬費がありますけど、要は待っておれば郵送されてくるというふうな認識でいいですか。もとまる商品券の配付方法について。

○議長（大西徳三郎君）

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

おっしゃるとおりでございます。

時期はこれからお認めいただいた以降着手してまいりまして、市民の方のお手元に郵送等で交付させていただく予定でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第74号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。



## 日程第20 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（大西徳三郎君）

日程第20、発議第5号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。  
発議第5号については提出者に説明を求めます。

15番 道下和茂君。自席でどうぞ。

### ○15番（道下和茂君）

それでは、発議第5号の提案説明をいたします。

本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり地方自治法第112条及び本巣市議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

なお、提出者に私、道下和茂、賛成者に鏑本議員、今枝議員、河村議員、高橋勇樹議員、高田議員として提出するものでございます。

この規則改正については、現在の本会議や委員会における表決方法である簡易表決、起立や挙手による表決、投票による表決に加え、市役所新庁舎に新たに整備する電子表決システムによる表決を追加することにより、表決方法の選択肢を増やすとともに、起立が困難な場合などにも対応できるよう規定の整備を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、初めに第70条関係において、会議の表決に関し、起立による表決のほか議長が必要があると認める場合、電子表決システムによる表決ができるよう新たに規定するものでございます。

次に、第124条関係においては、委員会の表決に関し、起立または挙手による表決のほか、委員長が必要があると認める場合、電子表決システムによる表決ができるよう新たに規定するものでございます。

なお、この第70条及び124条関係において、会議及び委員会の表決に関し、賛成または反対のいずれのボタンも押していないものについては、ほかの市議会の規則や全国市議長会の見解も参考に、反対のボタンを押したものとそれぞれ規定しているものでございます。

また、この改正に合わせ、第130条の委員会における簡易表決について、委員長の宣告に対し出席委員から異議がある場合の表決について、委員会における通常の表決である起立及び挙手と同様となるよう規定するものでございます。

最後に、この規則の施行期日につきましては、本巣市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例（令和2年本巣市条例第21号）の施行の日からとしております。

なお、この電子表決システムに関する実際の運用につきましては、特に議長などの表決の宣告から表決結果の確定までの間について、モニターによる表決状況の表示はしないことを前提に、議会運営委員会において協議した上で進めてまいりたいと考えております。

何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

### ○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。お座りください。したがって、発議第5号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 閉会の宣告

### ○議長（大西徳三郎君）

以上で、本議会に提出された案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第5回本巢市議会定例会を閉会といたします。23日間にわたって、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員 高 橋 知 子

署 名 議 員 瀬 川 照 司